

京都大学理学部の組織に関する規程

(平成十六年達示第二十七号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学理学部（以下「理学部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学部長)

第二条 理学部に、学部長を置く。

2 学部長は、理学研究科長が兼ねるものとする。

3 学部長は、理学部の校務をつかさどる。

4 学部長に事故があるときは、あらかじめ学部長が指名する者がその職務を代理する。

5 学部長が欠けたときは、あらかじめ学部長が指名する者がその職務を行う。

(教授会)

第三条 理学部に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(学科及び学科目)

第四条 理学部の学科及び学科目は、次に掲げるとおりとする。

理学科 数学、物理学・宇宙物理学、地球惑星科学、化学、生物科学

(内部組織)

第五条 この規程に定めるもののほか、理学部の内部組織については、教授会の議に基づき、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。